

意見書案第 4 号

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年6月18日

福岡市議会

議長 打越基安様

提出者 福岡市議会議員

おばた 英 達	淀 川 幸二郎	とみなが ひろゆき
田 原 香代子	調 崇 史	川 上 陽 平
高 木 勝 利	篠 原 達 也	前 野 真実子
藤 野 哲 司	新 村 まさる	阿 部 正 剛
倉 元 達 朗	井 上 ま い	田 中 たかし

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書

近年の消費生活相談件数が年間約90万件で高止まりする中、被害の防止・救済のためには、地方消費者行政の充実・強化が図られなければなりません。相談体制の確保、消費者教育及び啓発などのために国が措置してきた地方消費者行政強化交付金の推進事業は、令和7年度末には多くの地方公共団体で活用期間が終わる予定であり、地方消費者行政の後退・縮小が懸念されています。

また、消費生活相談においては、相談員の高齢化等による担い手不足が深刻な問題となっています。相談員の担い手を確保し、安定的に業務を継続できるよう、国の主導により速やかな制度設計と予算措置を行うことが必要です。

さらに、消費生活相談のデジタル・トランスフォーメーション（DX）に向け、国は全国消費生活情報ネットワークシステム（PIONEET）に代わる新たなシステムの整備を予定していますが、端末のリース費用やセキュリティ対策の継続的な更新費用などは、地方公共団体の負担とされており、これらの経常的費用も国の責任で措置すべきです。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、次の措置を行われるよう強く要請します。

- 1 地方公共団体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。
- 2 消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善を図り、必要な予算措置を講じること。
- 3 国が進める消費生活相談のデジタル・トランスフォーメーション（DX）に係る予算を国の責任で措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） 宛て

議 長 名